

# 住居確保給付金（転居費用補助）のしおり

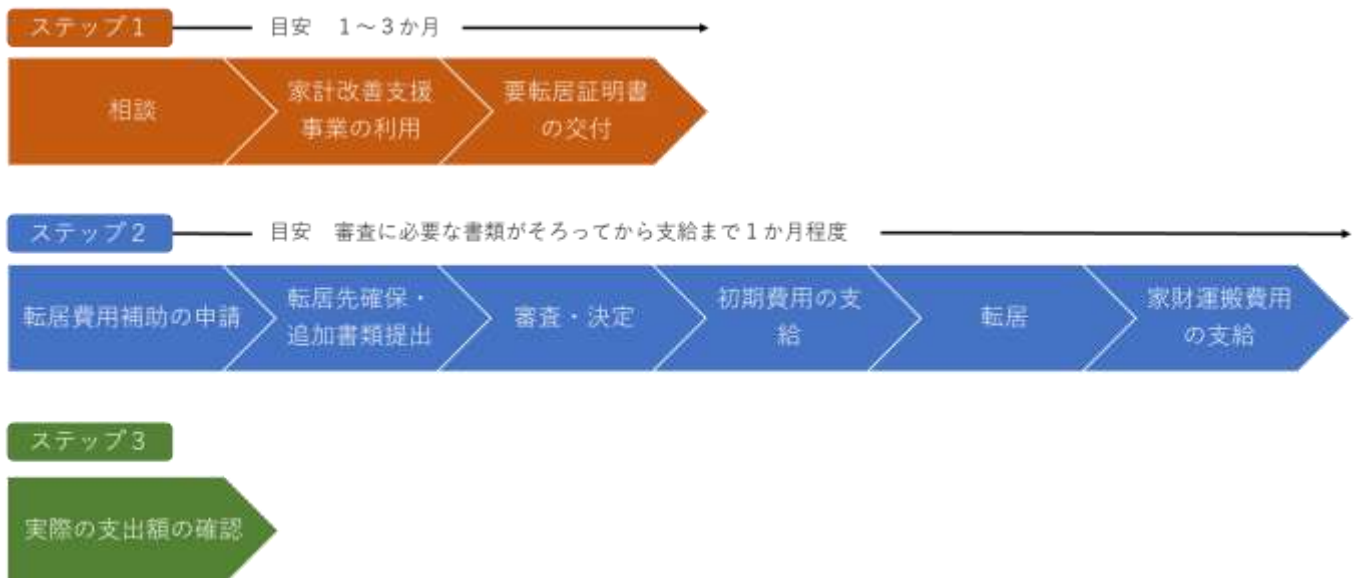
令和7年4月1日現在

転居費用補助は、申請者と同一の世帯に属する方の死亡、または申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入額が著しく減少して経済的に困窮し、住居喪失または住居喪失のおそれのある方に、転居費用相当分の給付金を支給することで、家計の改善に向けた支援を行うものです。

相談から支給の流れの概要

転居費用補助の支給の申請にあたっては、家計改善支援事業による支援の結果として、転居が必要であり、その費用の捻出が困難であると認められることが要件の一つです。

まず、家計改善支援事業の利用が必要になります。



# 1. 転居費用補助の対象経費・支給額・支給方法

## (1) 対象経費

対象となる経費	対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 転居先の住宅に係る初期費用 (礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料)</li><li>・ 転居先への家財の運搬費用</li><li>・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む。)</li><li>・ 鍵交換費用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 敷金</li><li>・ 契約時に払う家賃(前家賃)</li><li>・ 家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費</li></ul>

## (2) 支給上限額

転居先の住居が所在する市町村の生活保護の住宅扶助基準額に基づく額の3倍(これによりがたいときは、別に厚生労働省が定める額)が上限となります。

<転居先が浦安市内の場合>

世帯人数	生活保護の住宅扶助基準額に基づく額の3倍
1人	138,000円
2人	165,000円
3人	179,400円
4人	179,400円
5人	179,400円

## (3) 支給方法

原則として、不動産仲介業者等の口座に直接振り込みます。

## 2. 転居費用の補助を受給するための要件（申請者要件）

### （1）基本要件

申請者と同一の世帯に属する方の死亡、または申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入額（申請者及び申請者と同一の世帯に属する方（以下「申請者世帯」という。）の収入合計額）が著しく減少したため、経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方であること。

### （2）収入減少要件

申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。

### （3）生計維持要件

申請者は、申請日の属する月において、世帯の生計を主として維持していること。

### （4）収入要件

申請日の属する月における世帯収入額が次の収入基準額以下であること。

世帯人数	収入基準額	上限
1人	家賃額（上限 46,000 円）+ 84,000 円（基準額）	130,000 円
2人	家賃額（上限 55,000 円）+ 130,000 円（基準額）	185,000 円
3人	家賃額（上限 59,800 円）+ 172,000 円（基準額）	231,800 円
4人	家賃額（上限 59,800 円）+ 214,000 円（基準額）	273,800 円
5人	家賃額（上限 59,800 円）+ 255,000 円（基準額）	314,800 円

(5) 資産要件

申請日における申請者世帯の所有する金融資産の合計額が、次の金額以下であること。

世帯人数	金融資産上限額
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

(6) 家計改善に関する要件

家計改善支援事業において、「家賃が低額な物件等へ転居し支出を削減する。」、「転居に伴い家賃が上がる（持ち家からの転居を含む。）が家賃負担を含めた家計全体の支出が改善される。」など、家計の改善のために転居が必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること。

(7) 自治体等が法令または条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者世帯に属する者が受けていないこと。

(8) 申請者世帯のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(9) 現在、生活保護を利用していないこと。

(10) 過去に転居費用補助の支給を受けていないこと。

(11) 上記（1）から（10）までの項目に該当し、【住居確保給付金申請時確認書（様式1-2A）】の内容について誓約及び同意すること。

### 3. 手続きの流れ

---

#### ステップ1



#### (1) 相談

家計の見直しなど、困っていることを浦安市総合相談窓口にご相談ください。

浦安市総合相談窓口（浦安市役所3階社会福祉課内） 電話：047-712-6856

#### (2) 家計改善支援事業の利用

家計の見直しやその他お困りごとの整理をします。

家計の見える化を図り、家計状況の改善に向けたプランを作成します。

家計の改善のために転居が必要であること、転居のための費用の捻出が困難であることを確認します。また、家計の状況を踏まえて、転居後の家賃の適正額を示します。

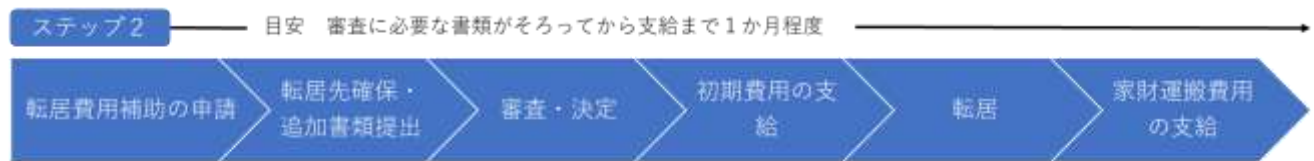
#### 家計改善支援事業とは

家計の収支の状況を把握したうえで改善方法を一緒に考え、相談者が計画的に家計管理していくことができるよう、浦安市総合相談窓口の相談員が支援します。

#### (3) 要転居証明書の交付

家計改善支援事業を利用する中で、家計改善のための転居が必要と認められた場合には、「住居確保給付金要転居証明書」が交付されます。

## ステップ2



### (1) 転居費用補助の申請

必要な書類を添付し、住居確保給付金支給申請書（様式1-1）を提出し、「住居確保給付金申請時確認書（様式1-2A）」の誓約事項及び同意事項を確認して署名します。

#### 必要な添付書類

- ①本人確認書類
- ②収入減少関係書類（世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し）
- ③離職等関係書類（世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する方が死亡、または申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する方が離職、休業したことが確認できる書類の写し）
- ④収入関係書類（申請者世帯のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し）
- ⑤金融資産関係書類（申請者世帯の金融機関の通帳等の写し）
- ⑥家計改善支援事業で交付された要転居証明書

### (2) 転居先確保・追加書類提出

支給申請者は、家計改善支援事業を通じて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等へ申請書の写しを提示し、転居先の住宅を探します。

不動産仲介業者等から交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-2）」及び転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類（家財の運搬費用、原状回復費用等の見積書）を提出します。

(3) 審査・決定

市が審査し、決定内容について通知します。

(4) 初期費用の支給

市が不動産仲介業者等指定の口座へ初期費用を振り込みます。

(5) 転居

転居を行います。

(6) 家財運搬費用の支給

市が業者指定の口座へ家財道具の運搬費用を振り込みます。

## ステップ3

### ステップ3

#### 実際の支出額の確認

##### (1) 実際の支出額確認

住宅入居から7日以内に住居確保報告書（様式5）及び必要書類を提出します。

- 住居確保報告書（様式5）
- 賃貸借契約書の写し
- 新住所における住民票の写し

#### 注意！

- 実際の支出額が支給決定額を上回っていた場合、支給上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲であれば、差額を追加支給できる場合があります。
- 実際の支出額が支給決定額を下回っていた場合は、差額分を返還していただきます。